

会 議 録

会議の名称	第2回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成28年7月29日（金） 9時45分～11時00分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第1委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	宮崎 智美（会長） 道山 治延（副会長） 一ノ瀬 彰子 竹本 安伸 藤井 チヨ子
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 西原 一彦
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて（諮問） 保有個人情報等の取扱いについて（報告） 個人情報取扱事務の届出について（報告）
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長 事務局	<p>議事 保有個人情報等の取扱いの諮問について事務局から説明を。 （資料に基づき説明）</p> <p>以前に、個人が特定されていない照会についての対応を諮問し、審議会から答申を受けている案件がある。特定の市営住宅に住むある一定の年齢要件に該当する人の氏名、住所等を教えて欲しいとの照会に対しては外部提供をするべきではない、との答申を受けている。理由は、一定の条件によって枠がはめられているとは言え、個人が特定されていないで、示された条件に合致する複数の個人に係る情報を外部提供することは許されないと考えられるためである。</p> <p>今回の件では、犬に番号は付されているが、首輪等に記載されているわけではなく、その番号は市と飼主のみしか知り得ていない。そのため、警察からの照会は、1人に特定できる番号での照会は難しく、犬種などにより複数の人が対象となるような照会にならざるを得ない。</p> <p>これまで複数の人が対象となる畜犬登録台帳の照会については、以前の答申を踏襲して提供できないと回答していたが、今後も同様の照会があると想定されるため、考え方を整理したいという担当課の申し出により諮問するものである。</p>
生活衛生課	<p>事案としては動物愛護法違反に関するもので、保護している犬の飼主を探していると警察から聞いている。</p>

会長 委員	質問や意見はないか。 動物愛護法違反に関するものなのに、なぜ、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の照会なのだろうか。
会長 委員 生活衛生課	動物愛護法には懲役と罰金があるようだ。 色や大きさなどは指定してきているのか。 いいえ。警察は、特定の犬種とある程度の年齢についてのみ指定している。
委員 生活衛生課 会長	その条件に該当するものが 21 件だったということか。 はい。 漠然としている照会であるため、必要性和比較考慮しても回答することは難しいと思われる。また、条件に該当する 21 件の中に保護している犬の情報があるとも限らない。従前の答申を踏襲したほうがよいのではないか。
委員 会長	警察が裁判所に令状の請求をするとどうなるだろうか。 特定していないと令状は出ないと思われる。
事務局	今回の諮問に似た照会は、他にあるか。 防犯カメラの映像について警察から照会があったが、防犯カメラには不特定多数の人の映像が映っており、関係のない人の映像まで提供することになるため、提供するべきではないとの答申を受けたことがある。
委員 生活衛生課	犬を登録するときには、犬の写真の添付は必要ないようだが、このような照会が何件かあるようならば、写真を付けるなど、登録の方法を変えたほうがいいのではないか。 飼主の希望によるが、病院で登録番号が記録されたマイクロチップを犬の体に埋め込むことで、専用の読取器で登録番号を読み取ることができる。
会長 生活衛生課 会長	今回の犬はしていないのか。 はい。 特定されているのであれば、捜査内容が提供する情報と一致するため、提供しても問題ないと思われるが、今回の件は、捜査していることは間違いがないが、提供しようとしている情報との関連性が漠然としている。市としては、基本的に個人情報を外部に提供してはならないことになっている。特定されていなければ、捜査の必要性があったとしても個人情報を守らなければいけない方の価値が高いのではないか。
委員	特定されていない照会であり、関係ない人の情報も提供してしまうことになるため、外部提供するべきではないと思う。
会長 委員全員 会長	他に質問等はないか。 <なし> 今回の諮問に関しては、外部提供するべきではないということによいか。
委員全員 会長	<了承> 今回の諮問に関しては、外部提供するべきではないとする。
会長 事務局	議事 保有個人情報等の取扱いの報告について事務局から説明を。 (資料に基づき説明)

会長	質問や意見はないか。 3 ページの市民アンケートの対象が 18 歳以上となっているが、公職選挙法の改正によって選挙権が 18 歳以上になったことから対象者を拡大したのか。
事務局 会長 委員全員	以前のアンケートを確認する。() 他に質問等はないか。 < なし >
会長	議事 個人情報取扱事務の届出について事務局から説明を。
事務局 会長 委員	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 24 ページの審査請求に係る審査等事務では、思想・信条・宗教等も取り扱うようになっているが、審査請求人からだけでなく他から集めるのか。
事務局	いいえ。審査請求人が自分で提出した請求書や意見書等に、自分で思想や宗教等について書いてくる可能性がある。
委員 事務局 委員	それ以外から収集することは基本的にはないのか。 はい。
事務局	外部提供は有となっているが、行政不服審査法に基づくものであれば外部提供ではないのではないのか。 審査請求は様々な行政処分に対してされるものであり、内容によっては外部提供になる可能性があるため、外部提供を有とした。
会長	他に質問等はないか。 29 ページや 33 ページの補助金関係の事務では、納税状況と取引状況を取扱うようになっているが、これは税金の未納がないかなどの情報か。
事務局	はい。納税状況は税金の未納の有無などで、取引状況は銀行等の口座情報などである。
会長 委員全員	他に質問等はないか。 < なし >
会長	以上で審議会を終了する。
	以前のアンケートも 18 歳以上を対象としていた。